

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に規定する会員について定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、志布志市（以下「本市」という。）に居住する者、本市の社会福祉機関・団体（社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する行動を行うものを含む。）及び本市に事務所を又は事業所を有する団体（法人を含む、以下同じ。）で、本会の趣旨に賛同し入会した者をいう。

(会員の区分)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員

(2) 賛助会員 （社協役員・職員、民生委員、社会福祉事業従事者、学識経験者及び一般会員で一定額の会費を納入した者）

(3) 団体会員 （社会福祉関係機関、団体及び施設等で一定額の会費を納入した者）

(4) 特別会員 （会社、事務所、事業所等で一定額の会費を納入した者）

(会費)

第4条 会員の会費額は次の各号のとおりとする。

(1) 一般会員 一般会員 一世帯当たり 200円

(2) 賛助会員 一口当たり 1,000円

(3) 団体会員 一口当たり 3,000円

(4) 特別会員 一口当たり 5,000円

(会費の納入)

第5条 会員は、その年度の会費を年度内に納入しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成18年1月4日から施行する。

この規程は平成19年4月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

(第 1 条字句の修正、第 6 条条文の変更)